第四章 機関

第十条 本組合ノ機関ハ左ノ三種トス
一、大会 二、本部委員会 三、執行委員会

第十一条 大会ハ本部役員並ニ各支部選出代議員ヲ以テ組織シ毎年一回本部委員会之ヲ召集シ重要事項ヲ協議決定ス
但シ本部委員会ニ於テ必要アリト認メタル時ハ臨時大会ヲ召集スルコトヲ得

第十二条 本大会ノ代議員ハ左ノ標準ニ依リ選出ス
三十名未満ノ支部ハ一名 三十名以上百名以下ノ支部ハ二十名ニ付一名 百名以上ナ名以下ノ支部ハ三十名ニ付キ一名

第十三条 本部委員会ハ本部役員並ニ支部長ヲ以テ組織シ組合長随時之ヲ召集シ支部決議事項ノ審議並ニ緊急重要事項ヲ協議決定ス

第十四条 執行委員会ハ組合長 主事 会計 部長並ニ執行委員ヲ以テ組織シ大会及ビ本部委員会ノ決議ヲ執行ス

第十五条 大会、本部委員会ハ定員ノ半数以上ノ出席スルニ非ザレバ会議ヲ開クコトヲ得ス

第十六条 本組合ニ左ノ部門ヲ置ク
一、教育出版 二、争議 三、組織宣傳 四、調査記録 五、政治 六、婦人 七、事業 八、共済 九、法律 十、青年

第五章 役員

第十七条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
一、組合長一名 一、主事一名 一、会計一名 一、執行委員若干名 一、本部委員若干名
一、会計監査若干名

第十八条 本組合ノ役員ノ職能ハ左ノ如ク定ム
一、組合長ハ組合ヲ代表シ諸般ノ事ヲ統理シ会議ノ議長トナス
一、主事ハ組合長ヲ補佐シ諸般ノ事ヲ処理ス
一、会計ハ組合ノ金銭ノ出納並ニ財産ノ管理事ムヲ処理ス
一、執行委員ハ組合長ヲ補佐シ各部門ノ長ニ当リ各分擔事ムヲ処理ス
一、本部委員ハ支部員百名以下ノ支部ヨリ二名 支部員百名以上ハ百名ハ百名ヲマスゴトニ一名ヲ選出シ支部ノ意見ヲ代表シテ本組合ノ方針態度ヲ協議ニ参加シ本部ノ事ムヲ補佐スルモノトス

第十九条 一、会計監査ハ組合会計ノ審査監督ヲナスモノトス

第廿条 役員ハ定期大会ニ於イテ組合員中ヨリ選挙シ任期ハ次定期大会マデトス、再選ヲ妨ゲズ
役員ノ解任辞任就任ノ場合ハ本部委員会ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバナスコトヲ得ズ

第六章 会計

第廿一条 本組合ノ経費ハ本組合員ニ於イテ負擔スルモノトス

第廿二条 本組合費ハ一ケ月四十銭トシ入会金ハ三十銭トス

第廿三条 本組合ハ日本労働総同盟規約第五章第二十七条第四項ニ依リ毎月一割以上ヲ罷業基金トシテ積立ツルモノトス

第廿四条 但シ罷業基金ノ積立ノ際ハ同金庫ニ預ケ入ルルモノトス

第廿五条 本組合ノ会計ハ大会ニ於イテ其期間ノ決算ヲ報告シ大会ノ承認ヲ経ルモノトス
既納ノ入会金及会費ハ一切之ヲ返還セズ

第廿六条 本組合ノ事業ヨリ生ジタル財産ハ本組合ニ帰属ス
但シ規則ヲ設ケタル特別会計ハソノ定ムルトコロニ依ル
本組合ノ基金ハ組合長ノ名義ニテ郵便貯金又ハ大会ノ定ムル所ニ預入レ会計之ガ通帳ヲ保管スルモノトス

第廿七条 本組合ノ支部ニシテ解散 或ハ消滅又ハ組合本部委員会ヨリ命ジテ解散セシメタル際ハ該支部ノ一切ノ財産ハ組合本部ニ移譲シソノ管理ヲナスベキモノトス

第廿八条 但シ該財産ハ該支部再建ノタメニ支出サルベキモノトス

第七章 附則

第廿九条 本部委員会ノ決議ニ依リ本組合ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得

第卅条 本組合ノ規約ハ大会出席代議員三分ノ二以上ノ同意非ザレバ変更スルヲ得ズ

第卅一条 本規約ニ規定セザル各部ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第卅二条 本規約ハ昭和八年九月廿三日ヨリ之ヲ実施ス

以上